

あいキッズ利用時における特別な配慮が必要な児童の支援に関する要綱

令和7年11月1日教育長決定（全部改正）

（目的）

第1条 この要綱は東京都板橋区あいキッズ条例（平成25年東京都板橋区条例第44号。以下「条例」という。）第1条に規定するあいキッズにおいて、特別な配慮を要する児童の利用に係る支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（配慮対象要件）

第2条 あいキッズ利用時における特別な配慮の対象となる者は、東京都板橋区あいキッズ条例施行規則（平成26年東京都板橋区教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第4条第3項の規定による承認を受けた者又はあいキッズ利用時における特別な支援が必要な児童の支援に関する要綱（令和7年11月1日教育長決定。以下「要支援要綱」という。）の別表に該当する者で、次の各号のいずれにも該当するもののうち、第9条の規定により東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が配慮の必要性を認定した児童（以下「対象児童」という。）とする。

- (1) 要支援要綱第9条の規定による認定をされていない児童
- (2) あいキッズの管理運営受託法人（以下「受託法人」という。）が特別な配慮を希望する児童

（支援員の加配）

第3条 受託法人は、6名の対象児童に対し、1名の要配慮児童対応支援員（以下「支援員」という。）を配置する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項の規定により教育委員会が対象児童に対する支援員の加配割合の変更の必要性を認定したときは、受託法人は、認定された加配割合に基づき支援員を配置する。
- 3 前2項の規定により支援員の配置数を算出するときは、一のあいキッズにおける全ての対象児童数に、要支援要綱の定めるところにより支援の必要性の認定がされた児童を認定された加配割合に基づき加えるものとする。
- 4 一のあいキッズにおいて追加される支援員の配置数は前3項の規定により算出された支援員の配置数から既に配置されている支援員の数を減じたものとする。

(配慮の申請手続き)

第4条 あいキッズ利用時における児童に対する特別な配慮を希望する受託法人は、要配慮認定申請書（別記第1号様式）に、指導記録（別記第2号様式のI又はII）及び行動観察・調査表（別記第3号様式）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請のうち当該申請に係る支援員の加配割合の変更を希望する受託法人は、加配割合を変更する理由を記載した当該要配慮認定申請書に指導記録のI又はII及び行動観察・調査表を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
- 3 第9条の規定により教育委員会が認定した支援員の加配割合の変更を希望する受託法人は、要配慮認定変更申請書（別記第4号様式）に行動観察・調査表を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(認定審査会の設置)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請に係る配慮の必要性及び支援員の加配割合の変更の必要性を審査するため、要配慮認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置する。

(認定審査会の構成等)

第6条 認定審査会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 地域教育力推進課長の職にある者
 - (2) 地域教育力推進課あいキッズ係の係長級の職にある者
 - (3) 専門知識を有する次のいずれかに該当する者
 - ア 臨床発達心理士の資格を有する者
 - イ 臨床心理士の資格を有する者
 - ウ 学識経験者
 - (4) その他委員長が必要と認めた者
- 2 認定審査会は地域教育力推進課長の職にある者を委員長とし、地域教育力推進課あいキッズ係長の職にある者を副委員長として運営する。

(認定審査会の招集等)

第7条 認定審査会は委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員長は、第4条に規定する申請に係る支援員の加配割合の変更の必要性

のみを審査する場合は、前条第1項第3号に掲げる委員の出席を求めないことができる。

5 認定審査会は、WE B会議システム等を用いて非対面での開催ができるものとする。

(認定審査会での審査等)

第8条 認定審査会は、第4条の規定による申請に係る要配慮認定審査表（別記第5号様式）及び行動観察・調査表により、当該申請に係る配慮の必要性及び当該申請に係る支援員の加配割合の変更の必要性を審査する。

2 教育委員会は、認定審査会の求めに応じて、専門知識を有する者に、当該申請に係る児童のあいキッズにおける生活状況の観察を要請し、審査に係る助言を求めるものとする。

3 認定審査会は、当該要配慮認定審査表に審査結果を記載することにより、教育委員会に当該申請に係る審査の結果を通知する。

(認定結果の通知)

第9条 教育委員会は、前条により認定審査会から通知された審査の結果を踏まえ、第4条に規定する申請に係る配慮の必要性及び当該申請に係る支援員の加配割合の変更の必要性の有無を認定する。

2 教育委員会は、要配慮認定結果通知書（別記第6号様式）により受託法人に前項の認定結果を通知する。

(申請の取下げ)

第10条 第4条第1項の規定により要配慮認定申請書を提出した受託法人が、当該申請を取り下げようとするときは、教育委員会が前条の規定により要配慮認定結果を通知する前に、要配慮申請取下届（別記第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(要配慮認定の解除)

第11条 対象児童の受託法人は、対象児童が第2条に規定する配慮対象要件に該当しなくなったときは要配慮認定解除申請書（別記第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により要配慮認定解除申請書の提出を受けた教育委員会が、当該申請に係る児童に対する配慮の必要性の認定を解除したときは、当該申請書を提出した受託法人に要配慮認定解除通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

(専門員の巡回支援)

第12条 教育委員会は、対象児童の受入環境や受託法人職員の資質能力の向上を図るため、専門知識と経験を有する者によるあいキッズへの巡回支援を実施する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、あいキッズ利用時における児童の特別な配慮の実施に必要な事項は地域教育力担当部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為及び申請手続き等は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものについて、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式

年 月 日

要配慮認定申請書

(宛先)板橋区教育委員会

法人名 _____

代表者名 _____

あいキッズ責任者 _____

下記対象児童の要配慮認定を申請します。

記

フリガナ 児童名			こどもコード
あいキッズ名	小学校あいキッズ		(要支援等の申請) <input type="checkbox"/> 新規申請 <input type="checkbox"/> 継続申請 (昨年度の認定 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要配慮) (昨年度の加配割合 ___ : 1)
学校名等	学校 年	入学予定 在学(新学年)	
申請理由			
希望する職員の加配割合(6:1 · 3:1 · 1:1) (理由) ※3:1または1:1を希望する場合のみ			

※添付書類 利用登録申込書兼利用申請書(写し)又はLoGo フォーム出力 PDF 帳票

指導記録 I

児童名 _____

小学校あいキッズ

項目	確認事項	受入時の状況	年 月 日
健 康	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病名等 ・身体 ・健康 		
基 本 的 生 活	食事	<ul style="list-style-type: none"> ・自立の程度 ・食事量・時間 ・介助の方法、姿勢 ・補助具 ・好き嫌い 	
	排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・自立の程度 ・介助の方法、場所 	
	着脱衣	<ul style="list-style-type: none"> ・自立の程度 ・介助の方法 	
身体 機能 等	身体	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚、聴覚、触覚 ・上下肢の動き ・運動機能 ・移動の方法 	
	発作等	<ul style="list-style-type: none"> ・発作の頻度 ・服薬（家庭） ・応急処置 ・主治医 	

項目	確認事項	受入時の状況	年 月 日
意 思 疎 通	伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・どの程度会話ができるか ・発声、発音 	
	理解	<ul style="list-style-type: none"> ・どの程度理解できるか ・他のコミュニケーション手段 	
社会性など	対人・集団	<ul style="list-style-type: none"> ・大人や児童との関係 ・集団への適応 ・物への興味 ・外出先での様子 	
	危険認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・危険認識 ・多動 ・自傷 ・他害 ・パニック 	
	遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな遊び ・好きな遊具 ・嫌いなこと 	
	あいの生活で いキッズ	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ、食事 ・行事 ・1日運営日 	
特記事項			

指導記録 II

児童名 _____

小学校あいキッズ

日にち 曜日	児童記録	特記事項他 (学校、あいキッズ行事等)	記入者
/ ()			

【要配慮申請用】 行動観察・調査表 あいキッズ名： 小学校あいキッズ 児童名： 記入者：

※該当する場合のみ記入

利用状況	支援員の加配人数を変更する理由 ※	備考
ほぼ毎日・月2分の1以上・月2分の1未満		

生活面	確認項目	1	2	3	4	5	備考
食事	アレルギー (有・無)	自分で食べることができる	ある程度自分で食べることができが見守りが必要 食形態は普通、食べるのに時間がかかる	見守り、場合によっては介助が必要 食品を一口大にするなど食べやすい状態にするなど手を加える必要がある	そばで食器をおさえる補助具を持たせるなど手助けをしないと食事ができない 食品を刻んだりマッシュする必要があり部分介助をする	全面介助 機能的障がいにより誤嚥の可能性があり常に注意をする水分にとろみをつける必要がある	
排泄		ほぼ完全に自分でできる	時間で声かけするなどの管理や排泄時に見守りが必要 大便時に介助が必要だが自宅で排便することが多い	トイレに行きたいと自分で伝えられるが介助も必要 着脱・清拭などの介助をする	時間排尿を要する トイレに連れて行く、脱がせる、拭くなど一連の行為に介助が必要	全面介助	
着脱衣		自分でできる 気温、体温の変化、衣類の汚れに応じて自分で着替えができる	声かけにより着脱したり衣類の片付けなどができる ボタン・ファスナーなどは一部介助が必要	脱ぐことができるが着られない 表裏が逆になる等で介助が必要	着脱ができないが協力動作がある	全面介助で着脱の意思がない	

身体機能	確認項目	1	2	3	4	5	備考
視覚	めがね使用 (有・無)	問題ない	普通に生活できるが細かい文字が見えづらい	知っている所は移動できるが、初めての場所では難しい	大部分の介助がないと日常生活をする上で危険がある	全盲全面介助	
聴覚	補聴器・人工内耳の使用 (有・無)	問題ない	小さな声の会話やささやき声が聞き取りにくい	近くでの大きめな声の会話は聞き取れる	耳元での大きめな声は聞き取れる	耳元での大きな声が聞こえない 自分の声が聞こえない	
上肢	手・腕・肩	不自由なく使える	細かい作業時に一部介助を要する	片方は不自由だがもう一方は使える	押さえる、握る、持つ、回すなど粗大な動作ができにくい	両上肢機能全廃または両手とも不自由なため日常生活が著しく制限される	
姿勢	姿勢保持	姿勢が保持できる	立つ時椅子に座る時に介助が必要	姿勢保持いすの使用を要する	姿勢保持いすを使用しても安全上そばに居る必要があり、長時間になると姿勢が崩れる	姿勢保持椅子を使用しても座位が保てない	
下肢 (移動)	足・腰歩行・移動 車椅子の (有・無)	独歩可能 移動が不自由なくできる	不安定な独歩 一部介助または見守りを要する 走れない転びやすいなど	かなり不安定な独歩 歩行器や這い這いにより自分で移動できる 車椅子で自走可能	つた歩き・ささえ歩き 大部分の介助がないと移動できない 車椅子で坂道一部介助	立つことができない 両下肢機能全廃 移動全面介助	

安全管理	確認項目	1	2	3	4	5	備考
多動 衝動 不注意	服薬の (有・無)	なし	服薬などによりおさまっているが、時に落ち着かない	落ち着きなく動いていることが多い 言葉かけにより落ち着き行動をコントロールできる	多動性・衝動性が強く注意がそれやすく、1対1対応が必要	常時落ち着きがなく、多動的、衝動的で危険な行動をとり制止ができない	
危険認識	危険な行為を理解している	問題ない	時おり危険な行為がある	度々危険な行為がある	頻繁に危険な行為がある	危険認識がなく常に目が離せない	
危険回避	周囲の危険を察知し、自分で回避できる	問題ない	声かけにより自分で危険を回避できる	介助がないと危険を回避することができない	危険な状況に気づかず介助を要する場面が頻繁にある	知的判断や身体的能力において危険を回避する力が著しく劣る	
感情 (こだわり・パニック)	場所や手順等のこだわり パニックやかんしゃくの程度 場面の切り替え	問題ない	時おり不安定になるが介助により落ち着くこだわりがあるが、予め手立てをうつことで回避できる	度々パニックを起こし、介助によって落ち着くまでに時間がかかる こだわりが強いが対処方法がある	頻繁に奇声を発したり、泣きわめいたりし、衝動的な行動をとる こだわりが強く、対処方法がなくおさまるまでに時間がかかる	常に奇声を発したり、泣きわめいたりし、衝動的な行動をとる 周囲に危険が及ぶようなこだわりが強くあり、対処できない	
感覚過敏		問題ない		場面によって起こるが注意を促す言葉かけや介助により制止できる		感覚過敏でパニックが起きる、活動拒否を起こす	
自傷 異物誤飲		問題ない	時おり自傷や誤飲があるが注意を促す言葉かけにより制止できる	度々自傷や誤飲があるが注意を促す言葉かけや介助により制止できる	頻繁に自傷や誤飲があり制止が難しい	直ちに制止しなければ生命にかかわる危険行為がある	
他害		問題ない	時おり他害行為があるが注意を促す言葉かけにより制止できる	度々他害行為があるが注意を促す言葉かけや介助により制止できる	頻繁に他害行為があり制止が難しい	理由なくたたく、ける、かみつくなどを傷つける行為が頻繁にあり常に目が離せない物をこわす行為が頻繁にあり、常に目が離せない	

社会性	確認項目	1	2	3	4	5	備考
意思伝達	要求伝達 コミュニケーション能力	普通に話せる 自分の気持ちを言葉で伝えることができる	語彙が少ない、意思を言葉で表現するが伝わりづらい	言葉が不明瞭 有意な発語はないが、指差し、クレーン行動(手を引き寄せる等)で意思表示する	なん語や発声その他何らかの方法により意思表現をするが読み取りづらい	自分の意思を表すことができない 意思疎通をとる手段がない	
指示理解	言葉による 指示理解	言葉の指示を的確に理解する	的確ではないが言葉の指示を理解できる	日常的に繰り返される指示は理解するが、それ以外は個別の対応や、視覚に訴えるなどの補助的手段が必要	言葉と身体的補助をしてやつと行動がとれるようになる	相手の言っていることや指示の内容が分からぬ	
集団活動の状況	決まりやルール 目的の理解	集団活動の意味を理解し、ルールに従うことができる	集団活動のルールに従うことができるが消極的である	集団活動のルールが理解しにくい 集団活動に参加するが他者に認められず孤立する	集団活動に参加しない	集団活動を阻害する	
対人関係	相手の気持ち の理解 人との関係づくり	問題なく人とかかわることができ	気に入った人なら関係が作れる、特定の子どもとトラブルを起こしやすい	人の気持ちが理解しにくい 友だちとトラブルをおこす	特定の大人なら成立する 他の子どもとは成立しない	まったく成立しない	

第4号様式

年 月 日

要配慮認定変更申請書

(宛先) 板橋区教育委員会

法人名 _____

代表者名 _____

あいキッズ責任者 _____

下記対象児童の要配慮児童対応支援員の加配割合について変更を希望します。

記

フリガナ 児童名	こどもコード		
あいキッズ名	小学校あいキッズ		
学校名等	学校	年	入学予定 在 学 (新学年)
現在の支援員 加配割合	(6 : 1 · 3 : 1 · 1 : 1)		
希望する支援員の加配割合 (6 : 1 · 3 : 1 · 1 : 1) (理由)			

要配慮認定審査表

あいキッズ名	小学校あいキッズ				
フ リ ガ ナ 児 童 氏 名					
区 分	(区分)				
学 校 ・ 学 年	学校 (年)		(特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室・通常)		
障がい名・病名					
障がいの程度	身体障害者手帳	級	愛の手帳	度	
	精神障害者保健福祉手帳	級			
利 用 状 況	ほぼ毎日	・	月2分の1以上	・	月2分の1未満
昨 年 度 の 認 定 状 況					
希望する支援員 の加配割合		現在の支援員 の加配割合			
申 請 理 由					

		項 目	支 援 度	特 記 事 項		
生 活 面	食 事	1 2 3 4 5				
	排 泄	1 2 3 4 5				
	着 脱 衣	1 2 3 4 5				
身 体 機能	視 覚	1 2 3 4 5				
	聴 覚	1 2 3 4 5				
	上 肢	1 2 3 4 5				
	姿 勢	1 2 3 4 5				
	下 肢	1 2 3 4 5				
	状 態 の 医 療 情 况	通 院				有・無・不明
		服 薬				有・無・不明
安 全 管 理	多 動	1 2 3 4 5				
	危 険 認 識	1 2 3 4 5				
	危 険 回 避	1 2 3 4 5				
	感 情	1 2 3 4 5				
	感 覚 過 敏	1 2 3 4 5				
	自 傷 ・ 異 物 誤 飲	1 2 3 4 5				
	他 害	1 2 3 4 5				
社会 性	意 思 伝 達	1 2 3 4 5				
	指 示 理 解	1 2 3 4 5				
	集 団 活 動 の 状 況	1 2 3 4 5				
	対 人 関 係	1 2 3 4 5				

認定要否及び 加配割合	要認定 ・ 否認定		
	支援の程度 (対象児童 : 支援員)		

第6号様式

板教地推 第 号
年 月 日

あいキッズ受託法人 様

板橋区教育委員会

要配慮認定結果通知書

申請のありました児童の特別な配慮につきましては、下記のとおり認定しましたので通知いたします。

記

あいキッズ名	小学校あいキッズ		
児童名			
学校名等	学校 年生		
申請結果			
認定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
備考			

年 月 日

あいキッズ受託法人 様

要支援・要配慮児童対応支援員 加配人数決定通知書

今回の申請で支援員は_____人です。

(内訳)

あいキッズ名	小学校あいキッズ
今回決定 対象児童数	年 月 日付決定 ①対象児童：支援員（3：1）_____人 ②対象児童：支援員（1：1）_____人 ③対象児童：支援員（6：1）_____人
以前からの 決定対象児童数	①対象児童：支援員（3：1）_____人 ②対象児童：支援員（1：1）_____人 ③対象児童：支援員（6：1）_____人 現支援員数_____人
合計 (全対象児童数)	①対象児童：支援員（3：1）_____人 ②対象児童：支援員（1：1）_____人 ③対象児童：支援員（6：1）_____人 合 計 必要支援員 _____人 - 現支援員 _____人 = 今回増減人数 _____人

第7号様式

年 月 日

要配慮申請取下届

(宛先) 板橋区教育委員会

法人名 _____

代表者名 _____

あいキッズ責任者 _____

下記対象児童の要配慮認定の申請を取り下げます。

記

フリガナ 児童名				こどもコード
あいキッズ名				小学校あいキッズ
学校名等	学校	年	入学予定 在学（新学年）	
(理由)				

第8号様式

年 月 日

要配慮認定解除申請書

(宛先) 板橋区教育委員会

法人名 _____

代表者名 _____

あいキッズ責任者 _____

下記対象児童の要配慮認定解除を申請します。

記

フリガナ 児童名				こどもコード
あいキッズ名				小学校あいキッズ
学校名等	学校	年	入学予定 在学（新学年）	
解除希望日	年	月	日	
解除理由	<input type="checkbox"/> きらきらタイム又はさんさんタイムオレンジに該当しなくなったため <input type="checkbox"/> あいキッズを利用しなくなったため <input type="checkbox"/> 特別な配慮の必要がなくなったため <input type="checkbox"/> 転校するため <input type="checkbox"/> その他（ ）			

※解除希望日の翌日から、あいキッズ利用時の特別な配慮を受けることができなくなります。

第9号様式

板教地推第 号
年 月 日

あいキッズ受託法人 様

板橋区教育委員会

要配慮認定解除通知書

申請のありました要配慮認定解除につきましては、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

あいキッズ名	小学校あいキッズ
児童名	
学校名等	学校 年生
解除の可否	
解除年月日	年 月 日
備考	

年 月 日

あいキッズ受託法人 様

要支援・要配慮児童対応支援員 加配人数決定通知書

今回の解除申請で支援員は_____人です。

(内訳)

あいキッズ名	小学校あいキッズ
今回決定 対象児童数	年 月 日付決定 ①対象児童：支援員 (3:1) △_____人 ②対象児童：支援員 (1:1) △_____人 ③対象児童：支援員 (6:1) △_____人
以前からの 決定対象児童数	①対象児童：支援員 (3:1) _____人 ②対象児童：支援員 (1:1) _____人 ③対象児童：支援員 (6:1) _____人 現支援員数 _____人
合計 (全対象児童数)	①対象児童：支援員 (3:1) _____人 ②対象児童：支援員 (1:1) _____人 ③対象児童：支援員 (6:1) _____人 合 計 必要支援員 _____人 - 現支援員 _____人 = 今回増減人数 _____人

※解除年月日の翌日から、あいキッズ利用時の特別な配慮を受けることができなくなります。